

## 審 査 基 準

平成27年11月19日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根 拠 条 項：第9条の13第3項  |
| 処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付   |
| 原権者（委任先）：秋田県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、同第9条の13第3項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第32条（許可証の書換えの申請）、同第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、同第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請） |
| 審 査 基 準：   |
| 標 準 処 理 期 間：5日（書換えにあつては3日）（行政庁の休日は含まない。）   |
| 申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。   |
| 問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係<br>（電話 018-863-1111 内 3054、3055）   |
| 備 考：   |